

令和7年度 第3回 下諏訪町国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和8年1月7日(水) 午後7時00分
開催場所 下諏訪町役場 第2会議室
出席委員 (被保険者代表) 石川、堀内(ゆ)
(保険医保険薬剤師代表) 小笠原、堀内(信)
(公益代表) 森会長(欠席)、古屋職務代理
職 員 (住民環境課長) 岩波 (税務課長) 堀内
(国保年金係長) 田中 (収納係長) 水澤
(国保担当) 戸田 (保健予防係長) 古畑

○国民健康保険税の税率等についての諮問

1 諮 問

(住民環境課長)

皆さまお疲れ様です。定刻となりましたので、これから始めさせていただきます。
本日は聴講の申し込みがあります。入っていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

～異議なし～

(住民環境課長)

それでは、入室をしてください。

ただいまから、国民健康保険税について、宮坂町長から国民健康保険運営協議会森会長に諮問を行っていただきます。

森会長につきましては、本日欠席となりますので、古谷職務代理はご起立をお願いします。

～町長による諮問書朗読～

2 あいさつ

(町長)

皆さま、改めまして、新年あけましておめでとうございます。

ただいま、国民健康保険税についての「諮問」をさせていただきました。詳細につきましては、後ほど事務局から説明させますが、わが国の少子化・人口減少が危機的な状況にある中、令和8年度から国の新たな政策として「子ども・子育て支援金制度」が開始されることとなりました。

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みになります。

若い世代が未来に希望を持ち、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になり、この社会を支える担い手となるため、子育て支援策の拡充は全ての方にとってメリットとなります。

子ども・子育て支援金は、令和8年4月分から国民健康保険税とあわせて拠出いただきますが、下諏訪町

が県から示された子ども・子育て支援金分の納付金額をもとに、当町における子ども・子育て支援金分の税率を算出したところ、こども家庭庁から示されている、国民健康保険加入者一人当たりの平均月額に比べると、当町の試算は若干抑えることができはおりますが、令和7年度の税率改定とほぼ同じ増額・上昇率となりました。

被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、国の少子化対策の安定的な財源となるご負担ですので、何卒、ご理解いただき慎重なご協議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(住民環境課長)

ありがとうございました。町長から諮問をいたしました。何か確認などすることがございましたらお出しいただきたいと思っております。

～特になし～

特になさいますので、以上で諮問を終了いたします。

○令和7年度 第3回下諏訪町国民健康保険運営協議会

1 開 会

(住民環境課長)

引き続きまして、令和7年度第3回下諏訪町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の委員の出席報告をいたします。下諏訪町国民健康保険運営協議会規則第2条で、「本協議会は、委員の定数の2分の1以上が出席し、かつ、国保条例第2条の1号から3号までの各委員1人以上が出席しなければなければ会議を開くことができない」とされております。

本日は出席者5名で、各委員さん1名以上出席をいただいておりますので、本会は成立をいたしました。

2 あいさつ

～職務代理よりあいさつ～

3 協議事項

(1) 国民健康保険税率の改定について

(住民環境課長)

それでは、本日の協議事項に入ります。

規定により会議の議長については、会長が務めることとなっておりますが、本日、森会長が欠席ですので、古屋職務代理よりお願いいたします。

(職務代理)

それでは協議事項、「(1) 国民健康保険税率の改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(住民環境課長)

それでは、国保年金係長から説明をさせていただきます。

(国保年金係長)

それでは、国民健康保険税の税率改定についてご説明いたします。

「令和8年度国民健康保険税 税率改定資料」の1ページをご覧ください。

「子ども・子育て支援金制度」とは、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を応援するための給付の拡大と財源の確保を整備した制度です。

子ども・子育て支援金は、少子化対策のための財源として、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入され、医療保険とあわせて徴収されます。

「資料1」をご覧ください。こちらは、こども家庭庁が制度周知のために作成したパンフレットとなりますが、資料1の裏面に、「子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内」が記載されております。児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付、出生後休業支援給付、育児期間中の国民年金保険料免除、こども誰でも通園制度に、支援金が充てられることとなります。

次に、「国保税の算定について」になりますが、平成30年度の制度改正により、国民健康保険の財政主体は長野県となり、市町村が直接保険税を収納し、医療費等を支払う形から、県が全県の保険給付費、介護納付金、後期高齢者支援金を推計して、納付金として各市町村に振り分け、市町村は県に納付金を納め、医療費等は県が支払う形に変更されました。各市町村は、毎年度、県が算出した納付金額を、国民健康保険税による収入を財源として納めています。

令和8年度からは、新たに子ども・子育て支援金制度が創設され、納付金に子ども・子育て支援金分が追加されることから、国民健康保険税にも子ども・子育て支援金分を追加し、被保険者から納めていただくこととなります。

1 ページの下の図でお示ししたとおり、納付金額については、被保険者数・世帯数の割合、医療費指数、所得水準により77市町村で按分されております。

2 ページをご覧ください。

国民健康保険税の区分については、医療費の国保負担分となる医療分、介護保険制度を支えるために、40歳から64歳までの方が負担している介護納付金分、後期高齢者医療制度を現役世代で支えるための後期高齢者支援金分と3つの区分で国民健康保険税を納めていただいておりますが、令和8年度から子ども・子育て支援金分を設け、4つの区分で国保税を納めていただきます。

表の子ども・子育て支援金分の中の※印に小さく記載しておりますが、子ども・子育て支援金分については、本制度が少子化対策に係るものであるため、子どもがいる世帯の負担額が増えないよう、18歳以下の支援金均等割額については全額が軽減されます。

国民健康保険税の課税（算定方式）の表をご覧ください。上記の4つの区分ごとに、以下の方式で課税を行います。

まず、所得割額につきましては、世帯加入者全員の所得合計をもとに算定いたします。

均等割額は、被保険者一人一人に課税されるものになりますが、先ほど申し上げたとおり、子ども・子育て支援金分においては、18歳以下の子どもについて、こちらの均等割額が全額軽減となります。

その18歳以下の子どもの全額軽減分につきましては、国が補填するのではなく、次の18歳以上の均等割額が別で設けられており、18歳以下の全額軽減分を18歳以上の被保険者一人一人が課税される仕組みとなっております。その下の平等割額については、一世帯ごとに課税されるものとなります。

なお、令和7年度から資産割は廃止となっております。

続いて3ページをご覧ください。こちらが、町としてお示しする令和8年度の税率改定案となります。

上から3つの医療分、介護納付金分、後期高齢者支援金分につきましては、令和7年度の現行のまま

とさせていただきます、子ども・子育て支援金分において、表のとおり設定させていただきました。

4ページをお願いします。3ページの表と合わせてご覧ください。

「令和8年度下諏訪町の税率(案)について」、下諏訪町が県から示された子ども・子育て支援金分の納付金額をもとに、令和8年度の当町における子ども・子育て支援金分の税率について算出いたしました。3ページの上の表、令和8年度税率改定案の【子ども・子育て支援金分】をご覧ください。

まず、世帯加入者全員の所得合計を基に算定する所得割額については、所得合計額の0.25%、被保険者一人一人に課税される均等割額は750円、18歳以下の子ども・子育て支援金均等割額の全額措置分を18歳以上の被保険者一人一人に課税される均等割額は60円、一世帯ごとに課税される平等割額については880円と算出いたしました。県から示されているとおり、応能割と応益割の割合を50対50に近づけるように試算しております。医療分、介護納付金分、後期高齢者支援金分と合わせた国保税全体で、3ページ下の表のとおり、一人当たり、一世帯あたりともに平均2.61%、年間一人当たり2,880円、一世帯あたり3,942円の増額となる税率案としております。

次に資料2をご覧ください。こちらは、国保の一般世帯と低所得世帯(2割、5割、7割軽減世帯)の税率改定の影響について、モデル世帯による影響を試算したものになります。

表の金額を見ながらお聞きいただきたいと思います。

上から、【一般世帯のモデル1】ですが、自営業の夫とパートの妻、中学生1人の3人で加入し、一年間の所得額が350万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の39,800円から40,500円となり、月700円、年間で9,100円の増額となります。なお、実際の保険税には100円以下の端数があり、四捨五入して計算しておりますので、月額を12倍した金額が年額にはなりませんので、ご了承ください。

次に【一般世帯のモデル2】ですが、自営業の夫とパートの妻、大学生2人の4人で加入し、一年間の所得額が350万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の42,500円から43,400円となり、月900円、年間で10,800円の増額となります。

次に【一般世帯のモデル3】ですが、自営業の夫と無職の妻の2人で加入し、一年間の所得額が200万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の26,800円から27,300円となり、月500円、年間で6,400円増額となります。

次に【一般世帯のモデル4】ですが、無職の夫婦2人で加入し、一年間の所得額が154万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の17,500円から17,900円となり、月400円、年間で5,200円増額となります。

次に、低所得の世帯ですが、【2割軽減世帯のモデル5】です。

無職の夫婦2人で加入し、一年間の所得額が118万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の12,800円から13,100円となり、月300円、年間で3,800円増額となります。

次に【2割軽減世帯のモデル6】ですが、25歳のアルバイトの単身世帯で、一年間の所得額が89万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の8,200円から8,400円となり、月200円、年間で2,500円増額となります。

次に【低所得世帯の5割軽減でモデル7】ですが、無職の夫婦2人で加入し、一年間の所得額が58万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の5,300円から5,400円となり、月100円、年間で1,200円増額となります。

次に【5割軽減のモデル8】ですが、自営業の単身世帯で、一年間の所得額が60万円の世帯の場合、

1か月の保険税は改定前の4,100円から4,200円となり、月100円、年間で1,200円増額となります。

次に【低所得世帯の7割軽減のモデル9】ですが、自営業の夫と無職の妻の2人で加入し、一年間の所得額が36万円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前の2,400円から2,500円となり、月58.3円、年間で700円増額となります。

最後に【7割軽減のモデル10】ですが、無職の単身世帯で、一年間の所得額が0円の世帯の場合、1か月の保険税は改定前、改定後ともに1,600円ですが、月に換算すると41.6円、年間で500円増額となります。

国民健康保険においては、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳（学年）までの子どもの支援金の均等割額を10割軽減とする措置が講じられますが、対象となる子どもを除いた18歳以上被保険者でその分を賄うことになっております。

続いて4ページ下の、「こども家庭庁から示されている子ども・子育て支援金に関する試算について」、資料3を合わせてご覧ください。

資料3は、こども家庭庁から示されている試算額になります。下から2段目の国民健康保険加入者一人当たりの平均月額が250円、一世帯当たりの平均月額が350円とされていますが、当町の試算額は、税率改定資料3ページのとおり一人当たり平均月額240円、一世帯当たり329円となり、国の試算よりも若干金額を抑えることができております。

また国は、令和8年度から令和10年度にかけて、支援金額を少しずつ上げていくことを想定しており、町が県に納める納付金額も徐々に増額されていくことが想定されますので、子ども・子育て支援金の税率については、令和10年度まで毎年見直しを行っていくこととなります。

5ページ6ページにつきましては、参考として資料をつけさせていただきましたので、各自でお読みいただければと思いますが、5ページの一番上に記載されております「保険税の軽減措置と減額分の補填等について」、若干触れさせていただきます。

1人当たりの保険税が、ここで平均2.61%上がることとなりますが、低所得者層については、所得に応じて均等割と、平等割を7割、5割、2割軽減する軽減措置制度があります。

また、令和4年度から被保険者である未就学児について、均等割額を2分の1に軽減する制度が導入されております。

厚生労働省は、この軽減措置を高校生年代まで拡大する方向で検討しており、2027年4月からの実施を目指すと報道されております

保険税減額分については、国・県からの補填と、町の一般会計からの補填を合わせて基盤安定負担金の繰り入れをして全額を補填しています。

次の医療費の動向については、資料4に令和5年度、6年度の国民健康保険一人当たりの医療費の金額について市町村ごとに示されておりますので、参考にご覧ください。ちなみに6年度の下諏訪町の医療費は、一人当たり448,020円で、県内10番目に高い医療費の金額となっております。

医療費の上昇は納付金の増加の要因となりますので、町では特定健診・特定保健事業の受診率向上や内容の充実に努め、生活習慣病の発症と重症化予防に努めております。

私からの説明は以上となります。

(住民環境課長)

続いて、税率改定の周知について担当から説明をさせていただきます。

(担当)

私からは税率を改定した場合の加入者や住民への周知方法についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

まず1枚目のA4の資料ですが、毎年、7月の本算定時に作成し配布している文書となります。主に国保税に関する内容及び、特定健診について記載してあります。

続きまして、2枚目のA3の資料をご覧ください。本日配付しておりますのは令和7年度の税率改定の際に作成し配布したものになります。表面には税率や軽減に関する事、納付方法など国保税の一般的な内容を記載してございます。裏面には税率改定に至った経緯等について記載があります。こちらの書類に関しては、毎年、表裏で国保税や資格の説明となっております。

今回、子ども子育て支援金の創設をしますので、その内容についての説明を掲載する予定です。

なお、周知方法として、お知らせ文書のほかに、町の広報誌クロズアップしもすわや、町ホームページ等により被保険者のご理解を得るためのPRを実施していきます。以上となります。

(住民環境課長)

続きまして、国保税の収納について税務課収納係長から説明いたします。

(収納係長)

ご説明いたします。今回の、税率改定により滞納増加が懸念されるため、まず下諏訪町における国保税滞納者の特徴を説明します。

下諏訪町では、会社を中途退職後に国保へ加入する方が多い傾向があります。

失業が長期化した場合や疾病等により収入が途絶えると、支払いが困難となり滞納が累積します。また、就労が不安定で社会保険に加入できない方も多く、収入減少時に滞納が生じやすい状況です。これらが収納率低迷の一因となっています。

滞納が長期化した場合は納税相談を行い、原則は一括納付ですが、支払い能力に応じて1～2年以内で完納できる分割納付を認めています。担保の提供が困難な方が多く、約束どおり納付できない場合は滞納処分に移行します。

国保滞納者には低所得者が多く、福祉的・医療的支援が必要なケースもあります。そのため、収納係が中心となり、福祉担当部署や社会福祉協議会と連携し、就労支援や福祉制度につなげるなど、町全体で対応しています。

(住民環境課長)

以上、税率改定の内容、周知、国保税の収納についての説明をさせていただきました。

私からも補足で説明をさせていただきますが、ただ今の担当からの説明や、町長が諮問の挨拶で申しましたとおり、今回創設される子ども・子育て支援金は、危機的な状況である日本の少子化・人口減少対策強化のための財源として、全ての医療保険を通じて全ての世代・企業等で負担するもので、子ども・子育て世帯を社会全体で応援するための基盤となるものです。

一人当たり平均で年額2,880円、一世帯当たり3,942円は決して少ない金額ではございませんが、若い世代が将来に希望が持てる、ひいては社会全体の安定に繋がる制度の財源となりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

周知につきましては、丁寧に行い、納税についての相談があった際は、被保険者の皆さまに寄り添ってまいりたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

以上、事務局の説明になります。

(職務代理)

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問がありましたらお願いをいたします。

～質問なし～

それでは、次回の答申に向けまして、委員の皆さまからご意見をいただき、答申書にまとめてまいりたいと考えております。

ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(委員)

子ども・子育て支援金に関して、国の政策により納めなければならないものであるため、国保税の引き上げはやむを得ないものであると思いますが、低所得者が多いとのことなので低所得者や、年金所得のみの高齢者世帯への十分な配慮をいただいて、できるだけ負担にならないようなやり方をお願いしたいと思います。

(職務代理)

私からですが、この国民健康保険税の健全な運営のためには、やはり財源が必要でありまして、今回の子ども・子育て支援金制度につきましては、国から示された政策で、税率改正はやむを得ないのかなと感じております。また、金額の方も国の試算より若干ですが抑えていただいております、職員の方のご努力に感謝を申し上げたいと思います。

これで皆様からいただいた意見を参考に相談しながらまとめて、次回の答申案を作らせていただきますがよろしいでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございました。

(住民環境課長)

他にご意見がありましたら直接事務局の方までご連絡をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(2) その他

(職務代理)

では続きまして、協議事項2のその他で事務局の方からありましたらお願いいたします。

(国保年金係長)

～事務連絡のみ～

4 閉 会

(住民環境課長)

以上で、令和7年度 第3回下諏訪町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。